

柳郷地自治会

規約・細則・補足 集

第 1.1 版

令和 5 年 3 月 令和 4 年度総会後改定

令和 5 年 4 月 1 日 施行

柳郷地自治会 規約・細則・補足 一覧表 (令和5年3月 総会にて加筆訂正承認後)

No	規約・細則・補足	新設・更新年月日
1	柳郷地自治会規約 第1章～6章	令和5年3月 追加
2	柳郷地自治会規約 付属規約（変更記録）	
3	柳郷地自治会 規約細則一覧	
4	i) 柳郷地自治会・会費徴収及び支出規約	平成19年3月 新設
5	ii) 柳郷地自治会・組分割合併のルール	平成19年3月 追加
6	iii) 柳郷地自治会・組長の主な任務	平成19年3月 追加
7	iv) 柳郷地集会所運営規約	令和3年4月 改定
8	v) 柳郷地自治会・災害規約	平成19年3月 追加
9	vi) 柳郷地自治会「柳郷地自主防災会」組織 規約	平成30年3月 改定
10	vii) 柳郷地シニア倶楽部「柳の里」規約	平成28年3月 新設
11	viii) 柳郷地ジュニアクラブ規約	平成30年3月 新設
12	ix) 市広報配布手数料の取り扱い	令和4年3月 新設
13	x) 柳郷地自治会・自治会資料保存期間	令和4年3月 新設
14	xi) 柳郷地自治会・防災準備金	令和4年3月 新設
15	補足資料一覧	
16	i) 柳郷地自治会 組織図	
17	ii) 柳郷地自治会 組分け図（別紙ファイル参照）	
18	iii) 柳郷地自治会 歴代会長名（別紙ファイル参照）	
19	iv) 柳郷地自治会 総会決議履歴（別紙ファイル参照）	

從来掲載されていた以下の項目は、「規約・細則集」からは削除

- 柳郷地子供会規約 はジュニアクラブへ移行のため削除
- 以下は平成26年に削除
 - 柳郷地自治会・納涼祭協力体制
 - 柳郷地自治会・体育関係協力体制
- 以下は平成31年度に削除
 - 「柳郷地自治会・副組長の主な任務（1. 3組用）」は1組3組廃止のため削除

1. 柳郷地自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は柳郷地自治会（以下「本会」という）と称し、
事務所を当該年度の自治会長宅に置く。

(会員)

第2条 1. 本会の区域は三島市柳郷地及び近隣地区に居住し、
本会に入会を申し出た世帯をもって構成する。

2. 本会に入会及び脱会しようとする者は、（組長→会長）に届け出るものとする。

但し、借家については、家主の判断のもとで借主が自動的に
入退会することがあり、会費は家賃に含まれて徴収される。

3. 本会へ入会・脱会の届けがあったときは、正当な理由なく拒んではならない。

(目的)

第3条 本会は、地域に住む人々が地域の発展と住民の福祉向上のため、
地域内の様々な活動に取り組んで、住民同士が隣人として心の触れ合いを求め、
互いに理解し合い助け合う総合扶助の精神に基づき活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 環境改善・美化と生活の安全確保
- ② 住民の健康増進
- ③ 社会福祉活動と市役所公官庁との連絡及び協力
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

① 自治会長	1名
② 副会長	2名
③ 会計	1名
④ 体育委員	1名
⑤ 保健委員	1名 (任期；1年、または2年)
⑥ 交通安全委員	1名
⑦ 環境美化委員	3名
⑧ 組長	各組1名 (店舗・事業所だけの組は除く)
⑨ 防災担当委員	1名 (自主防災会事務局長)
⑩ 防災会計	1名 (自主防災事務局会計)
⑪ 避難所運営委員	4名 (内1名は女性で任期；2年)
⑫ 民生委員	1名 (任期；3年)
⑬ シニア俱乐部会長	1名
⑭ " 会計	1名
⑮ ジュニアクラブ会長	1名
⑯ " 会計	1名
⑰ 顧問	1名 (前年度会長)
⑱ 会計監査	2名 (前年度会長、前年度会計)

(役員の職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- ① 会長は、本会を代表し会務を統括する共に、自主防災会の会長を兼務する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会務を行う。会長不在時はその職務を代行する。
自主防災会の副会長を兼務する。
- ③ 会計は、三役(会長、副会長2名、会計)であり、本会の経理事務を行う。
- ④ 体育委員は、市・体育振興会の事業に関する各種会合に参加し、本会との連絡及び
参加行事・参加者の調整を行う。
- ⑤ 保健委員は、市・保健所が主催する行事に参画し、各人の健康管理に関する助言・指導を行い、
健康診断等の市・保健所の事業に参加を進める。
- ⑥ 交通安全委員は、市等の主催する行事に参加し、町内外の交通安全を推進し指導を行う。
年に数回早朝、子供の登校時に横断歩道で安全指導を行う。
- ⑦ 環境美化推進委員は、市等の各種団体が主催する行事に参加し、町内の環境の改善・美化に
努める。更に、資源ごみ回収の推進及び資源ごみ倉庫の管理を行う。
- ⑧ 組長は、本会行事について各組内に周知し協力するとともに、自治会費の集金を行う。

- 市広報の配布、各団体等からのお知らせ等を回覧する。
- 組長は、当該職務を担当するとともに、本会役員を兼務する。また自主防災委員も担う。
- 組長の職務の詳細については、別途定める規約（細則 iii 組長の主な任務）に従う。
- ⑨ 防災担当委員は、自主防災会事務局長が担当する。自主防災会会員とともに市等の主催する研修等に参画し、本会員の防災意識を高め防災訓練等を実施する。
- 防災用具・緊急時食料等の保持・管理を行う。
- 防災会計は自主防災会の経理事務を行う。
- ⑩ 避難所運営委員は、災害時への対応として各種集会に参画するとともに、避難所設置時には、避難所の管理を分担する。
- ⑪ 民生委員は町内の高齢者、障がい者、子供の課題を把握し、行政サービスへの橋渡しを担う。市が主催する行事に参画する。
- ⑫ シニア俱楽部は別途定める「シニア俱楽部規約」（細則 vii）に従って、シニア層の交流、町内の交流、健康支援、自治会活動の支援を行う。
- シニア俱楽部会計はシニア俱楽部の経理事務を行う。
- ⑬ ジュニアクラブは、別途定める「ジュニアクラブ規約」（細則 viii）に従って各種子供のための事業を統括し、本会と関連する事業の調整を図り協力する。
- ジュニアクラブ会計はジュニアクラブの経理事務を行う。
- ⑭ 顧問は、本会経験者（例年：前年度会長）等がこれに当たり、本会運営の相談役として協力する。
- ⑮ 会計監査は、本会役員会の相談役として協力し、本会経理の監査を行う。
- ⑯ 役員は柳郷地集会所の利用を別途定める規約（細則 iv）に従って管理する。
- ⑰ 自主防災会は、別途定める災害規約（細則 v）及び、柳郷地自治会「柳郷地自主防災会」組織規約（細則 vi）に従って活動する。
- ⑱ 組の統廃合については、別途定める（細則 ii）に従う。
- ⑲ 組長、役員が扱う自治会関係資料の保存期間と担当者は別途定める（細則 x）に従う。

（役員の選任）

- 第 7 条 新年度役員は、新組長の中から選出し組長と兼務する。（任期等の理由で新組長でない場合もある。）
2. 新三役を抽選で決める場合は、役員選考会議を開催し決定する。役員選考会議の委員は、新年度組長、前年度役員、前年度組長で構成する。
3. 新役員は、新年度本会会長の指名により決定する。指名によらない場合は、新組長会議で決定する。
4. 新年度自治会長の選任に当たっては、立候補者があれば選挙または信任投票で決定する。
立候補者がない場合は、持ち家の新組長の中から抽選で決定する。
但し、借家の組合員が会長就任の希望があった場合は、これを歓迎し拒まない。
抽選で会長を決定する場合、本会会長経験者は当職を辞退することができる。
5. 新年度副会長は、立候補者があれば選挙または信任投票で決定するが、立候補者がない場合は、原則として新組長の中から抽選で選出する。副会長 2 名の内 1 名は持ち家の会員から選出する。
6. 組長は、組内の持ち回りとする。但し、独居高齢者（例：75 歳以上）、又は、組内で辞退やむなしと判断された組員が辞退を申し出た場合は可とする。

7. 任期は避難所運営委員2年、民生委員3年であり、組長を退任しても任期中は継続して務める。
8. 会計監査は、原則として前年度の自治会長及び会計が務める。

第3章 総会

(総会の構成)

第8条 総会は全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第9条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年度末の3月に開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の三分の一以上の会員から会議開催の目的及び場所を提示して開催の請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第10条 総会は会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会員に対して会議の目的・内容・日時及び場所を明示して通知する。

(総会の審議事項)

第11条 総会では、下記事項を審議し議決する。

- ① 事業計画及び事業報告に関する事項。
- ② 予算及び決算に関する事項。
- ③ 役員の選任及び解任に関する事項。
- ④ 規約の変更に関する事項。
- ⑤ その他の重要事項。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第13条 総会は、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した会員は出席者とみなす。

(総会の議決)

第14条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開催日時及び場所

- ② 会員の現在数と参加者数(委任状参加者数を含む)
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過とその結果
- ⑤ 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名の署名・押印をすること。
尚、総会で議決された内容は、別途定める「自治会総会決議履歴」(補足資料 iv) に記載する。
- ⑥ その他必要事項

第4章 役員会

(役員会の構成)

第16条 役員会は、第2章第5条で定める役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(役員会の審議事項)

第18条 役員会は会長が議長となり、次の事項を審議し議決する。

- ① 総会に付議すべき事項。
- ② 総会において議決された事項の執行に関する事項。
- ③ 本会の日常活動にかかる種々事項。
- ④ その他、総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 本会は、会員より年会費を徴収する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(自治会費徴収及び支出規約)

第22条 本会の自治会費の徴収及び支出に関する規約は、別途規約 (細則 i) に定める。

(市広報配布手数料)

第23条 市広報配布手数料の扱いは別途規約細則 (ix) を定める。

(防災準備金)

第24条 防災準備金は別途規約細則（xi）を定める。

第6章 附則

この規約は、

制定 : 平成 28 年 4 月 1 日

再編成 : 平成 31 年 4 月 1 日

再編成 : 令和 4 年 4 月 1 日

2. 柳郷地自治会規約 付属規約（変更記録）

- 平成19年3月 自治会会費徴収方法を追加。
- 平成19年4月 集会所維持費を改定。
- 平成21年3月 自治会費、自主防災費、役員手当等を改定。
規約書式を整理して新規作成。
- 平成23年3月 環境美化委員を2名から3名に増員することを改定。
- 平成24年3月 環境美化委員を3名から5名に増員することを改定。
避難所運営委員の役員手当を追加。
- 平成27年3月 環境美化委員を5名→3名の改定
- 平成28年3月 避難所運営委員を3名→4名とし内1名は女性とする。
- 平成28年3月 廉弔金は結婚祝い金を削除しご香典のみとする。
- 平成28年3月 見舞金は入院の項目を削除し災害時のみ適用とする。
- 平成28年3月 シニア俱乐部新設
- 平成30年3月 ジュニアクラブ新設
- 平成30年3月 柳郷地自主防災会組織規約制定
- 令和3年4月 柳郷地集会所運営費及び補足1.2を改定
- 令和4年4月 令和3年度の総会にて承認された追記、修正の施行
(書式の統一、適切な表現への修正、追記)
(第5章 会計 第23条 市広報配布手数料、第24条 防災準備金 追加)
(自治会資料保存期間 追加)
- 令和5年4月 令和4年度の総会にて承認された追記、修正の施行
第2章 第5条（役員）に 防災会計 を追加。
第2章 第6条（役員の職務）に 防災会計の職務 を追加。

3. 柳郷地自治会 規約細則一覧

自治会規約細則を列挙する。

- i) 柳郷地自治会・会費徴収及び支出規約
- ii) 柳郷地自治会・組分割合併のルール
- iii) 柳郷地自治会・組長の主な任務
- iv) 柳郷地集会所運営規約
- v) 柳郷地自治会・災害規約
- vi) 柳郷地自治会「柳郷地自主防災会」組織 規約
- vii) 柳郷地シニア倶楽部「柳の里」規約
- viii) 柳郷地ジュニアクラブ規約
- ix) 市広報配布手数料の取り扱い
- x) 柳郷地自治会・自治会資料保存期間
- xi) 柳郷地自治会・防災準備金

4. i) 5章 会計 22条 細則

柳郷地自治会・会費徴収及び支出規約

1. 自治会会費の徴収（1世帯当たり 単位：円）

会員種別	年会費	3ヶ月毎の会費
持家	7,200	1,800
借家	6,000	1,500
店舗、事業所	4,800 (令和4年4月より)	1,200

(1) 年4回に分割して3ヶ月毎に組長が集金を行う。

自治会の運営上、持家 店舗等の方には、半年分又は、年間一括の徴収に協力頂きたい。

(2) 会費の徴収は、4月、7月、10月、1月の年4回（3か月分）年2回の場合は、4月、10月（6か月分）年間一括の場合は、4月に1年分を徴収する。

(3) 月の15日以前に入会（転入）の場合は、当月の会費を徴収する。

月の15日以後に入会（転入）の場合は、当月の会費を徴収しない。

(4) 中途退会者（転出者）には、会費の払戻しをする。

一括徴収した会費のうち、転出する翌月分から残り月数分を返却する。

2. 自治会費の支出（単位：円）

（1）消防分担金、自主防災費、集会所維持費（年間 1世帯・戸当たり）

	自主防災費	集会所維持費
持家	2,700	600
借家	2,400	600
店舗、事業所	2,700	600

消防分担金については令和元年より柳郷地として一律10万円に改正。（1世帯あたり1,000円は廃止）
集会所維持費については令和3.4.1改正。

(2) 慶弔費

御香典は、自治会名で各 5,000 円を支出する。

(3) 見舞金

災害時のみ自治会名で各 3,000 円を支出する。

(4) 役員手当 (年額 : 円)

自治会長	50,000
副会長	20,000 (2 名)
会計	20,000
各組長	5,000
自治会支援・協力者	3,000 (5) その他 ④参照
体育委員	10,000
体育本部役員	10,000
環境美化推進委員	10,000 (3 名／任期 1 年)
保健委員	10,000 (1 名、任期 2 年、三島市より 1 年でも可のこと)
交通安全委員	5,000
防災委員	3,000
防災会計	2,000
避難所運営委員	5,000 (4 名)
シニア倶楽部会長	3,000
シニア倶楽部会計	2,000
ジュニアクラブ会長	3,000
ジュニアクラブ会計	2,000

(5) その他

- ① 公務に係る研修費、会費等は、実費を支給する。
- ② 公務に係る交通費は、実費を支給する。
- ③ 自主防災会に慰労費として 70,000 円を支給する。(自主防災費に含む)
- ④ 「市広報配布依頼者」の名称を変更し、「自治会支援・協力者」とする。(令和 3 年度総会)
 - ・ 役割として、各種配布・回覧・掲示、入居・退居の連絡、場合によっては自治会費集金とする。
 - ・ 組長が他の組の上記の役割を引き受けて頂く場合、その組数に応じてその負担への謝礼として自治会会計から 3,000 円を支給する。
 - ・ 組長でない方が、上記の役割を引き受けて頂く場合、その組数に応じてその負担への謝礼として自治会会計から 3,000 円を支給する

【付属規約（本細則改定の記録）】

平成19年3月 自治会会費徴収方法を追加

平成19年4月 集会所維持費を改定

平成21年3月 自治会会費、自主防災費、役員手当などを改定

規約書式を整理して新規作成

平成23年3月 環境美化委員を2名から3名に増員することを改定

平成24年3月 環境美化委員を3名から5名に増員することを改定

平成24年3月 避難所運営委員の役員手当を追加

平成27年3月 自治会会費を改定。平成27年4月より実施

平成27年3月 市広報配布依頼者の役員手当を追加

平成27年3月 交通安全委員の役員手当を追加

平成27年3月 「役職を全うしなかった役員への支給は、役員会で協議のうえで支給しない。」を追加する

平成27年3月 「消防分担金、自主防災費、集会所維持費は変動要因が多く、現状と一致しないので目安とする」
を追加

平成29年3月 防災委員手当 2,000円から3,000円に増額

平成30年3月 シニア倶楽部会長に3,000円 会計に2,000円を支給

ジュニアクラブ会長に3,000円 会計に2,000円を支給

令和4年4月 店舗・事業所の年会費を 7,200円から 4,800円に変更

市広報配布依頼者の名称を、自治会支援・協力者へ変更し、役割を明記

令和5年4月 役員手當に、防災会計（2,000円）、シニア倶楽部会長（3,000円）・会計（2,000円）
ジュニアクラブ会長（3,000円）・会計（2,000円）を追加

5. ii) 柳郷地自治会・組分割合併のルール

平成 18 年 3 月末現在の柳郷地自治会の組割りによる世帯数は、
9 戸から 21 戸（借家の場合は 6 戸から 12 戸）となっている。
更に、組長を履行できる世帯数は、4 戸から 21 戸と大きな格差が生じている。
そこで、組間の格差是正の為の組の分割・合併についてルール化し、
各組長の負担の軽減と均等化を図る。

1. 組分割のルール

- ① 組長履行世帯数 1) が 20 戸を超える 2) 場合は、当該組世帯者の了解の上で組の分割を検討する。
また、25 組を超えた場合は組を分割する。
(但し、分割を検討し一組が 10 戸を下回る場合は、様子を見て分割を実施する。)
- ② 分割に伴う線引きは、当該組世帯者で話し合い、分割案を作る。
(組の中で決まらない場合は、自治会三役並びに有識者を交えて調整する)

2. 組合併のルール

- ① 組長履行世帯数が 7 戸 3) を下回る場合は、当該組世帯者の了解のうえ、直近の組と合併を検討し実施する事が出来る。
(但し、合併した場合その組の組長履行世帯数が 20 戸を超えないことを原則とする。)
- ② 合併に伴い広報等の配布世帯数が 30 戸近くになる場合は、副組長を選出する等を施し、広報等の配布を分担して組長の負担を軽減する事が出来る。
 - 1) 組長を引き受けてくれる世帯数（持家、借家混成組の場合、実数がつかみにくい。）
 - 2) 現状の自治会加入の持家数は 102 戸、対象組数は 10 組
平均すると 1 組あたり 10 戸となる。
分割した場合、1 組あたり 10 戸以上となるよう分割の基準を 20 戸以上になった場合に分割することとした。
(1 組当たり 10 戸以下の組を作らないようにしたい)
 - 3) 組長のインターバルとして 10-15 年程度が適当と考えた場合、その半分の 7 年とした。

[今回提案した数値は、平成 18 年度の状況から勘案した数値であるため、毎年各組状況を把握し見直しの必要があるか、検討する]

組長は、持家・借家にかかわらず輪番制で実施する事を原則とする。

6. iii) 第2章 役員 第6条 細則

柳郷地自治会・組長の主な任務

① 自治会費の徴収

年間の自治会費（4, 7, 10, 1月）を年4回または年2回に分けて徴収。

できるだけ年間分の一括納入をお願いする。

徴収方法は、自治会長、または会計より説明。

② 「広報みしま」の配布

月2回、会員への配布をする。

新聞受け、レターケース等に雨水がかからないように配布する。

③ 回覧の発送および集約

基本的には回覧版にて発送する。参加者等記入回覧板は、自治会に保存する。

④ 自治会行事への参加者の取りまとめ、及び準備・運営を行う

«主な行事»

- 1) 5月 町内一斉清掃 : 参加者の確認、用具・ゴミ袋・飲み物の準備
- 2) 7月 納涼祭 : 協力者の要請・模擬店の準備・会計・片付け
- 3) 9月 防災訓練 : 避難誘導・自主防災副班長として班の補助
- 4) 10月 錦田小学校区市民運動会 : 競技参加者の募集・会場設営・昼食・飲物
- 5) 1月 どんど焼き : お飾り収集・会場設営・後片付け

⑤ 各組の在住者の転入・転出状況の把握と会長への連絡

⑥ 自治会役員会議への出席

基本は毎月第2土曜日、午後7時より（行事予定により日程変更あり）

その他、自治会長が必要に応じて開催し、出席を依頼する。

⑦ 役員に選出された方は、「1. 自治会規約 第2章 役員 第6条 役員の職務」に従う

⑧ 柳郷地集会所の清掃当番

年3回集会所の清掃を実施（前期、後期の担当は柳郷地団地自治会と協議する）

⑨ 柳郷地自主防災会の副班長を担当する。

班長は自主防災会事務局員が担当する。

7. iv) 集会所運営規約 令和3年4月1日改定

柳郷地集会所の使用については、この規約の定めるところによります。

1 目的

柳郷地集会所は、市営住宅に入居している者及び、柳郷地町内に居住している者の共同の利用施設として、住民相互の親睦を図り、明るい生活を営む為に使用することを目的とする。

2 集会所の運営

集会所の運営は、当該地域に居住している者の中で組織された運営委員会が行う。

A) 運営委員会の設置

運営委員会には、次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、会計及び管理委員1名、委員4名、合計7名

3 使用の許可

市営住宅に入居している者及び、柳郷地町内に居住している者を原則とする。

A) 特別利用許可

葬儀に使用する場合は、これを優先する。

B) 使用の申込

① 使用の申し込みは、予定日の1か月前より7日前までを原則とする。

但し、当該地域の年間行事等の申し込みは、運営委員会から予定日の調整等変更の申し出に応じることを条件に受け付けます。

② 使用の申し込みは、会計及び管理委員に申し込むこと。

(代表者名・住所・電話番号・使用目的等)

C) 使用時間

集会所の使用時間は、葬儀の使用を除き午前9時から午後9時までとする。

D) 使用者負担

集会所の使用量は、無料とする。但し、集会所の電気料、ガス料、水道料、等の費用は、運営費で賄う事とする。

E) 使用に際しては、使用責任者が事前に管理委員より鍵及び点検簿を借り受け、使用後は、速やかに返却する事。

F) 集会所の運営費は、一軒に付き月額50円とする。

4 使用の禁止

集会所の使用目的が次にあげる事項に該当する場合は、使用出来ません

A) 地域の生活秩序を乱す恐れがあると判断される場合。

B) 営利を目的とする場合。

C) 集会所の使用が当該地域の自治活動上支障を来す恐れがあると判断される場合。

D) 宗教活動に使用する場合。

E) 運営委員が使用目的のふさわしくないと判断した場合。

5 使用上の注意

集会所を使用する方は、次の項を守ること。

- A) 保安上、衛生上、有害な物又は、危険な物を持ち込まない事。
- B) 火災など事故発生防止のため、火気を使用する器具又は、その使用に際し必要な注意を行うこと。
- C) 備え付けの器具等を滅失したり、破損したりしない事。
- D) 集会所の近隣の方に迷惑をかけない事。
- E) 使用後の整理整頓、跡片付けを行う事。
- F) 電気のスイッチ、ガスの元栓、窓、出入口の戸締り、水道、タバコの吸い殻、備品類、清掃、ゴミ持ち帰り等のチェックを行う事。

6 補修の区分

修繕費の補修区分は、次の通りとする。

- A) 修繕費の区分は、三島市営住宅条例 18 条(修繕費用の負担)に定めるところによる。
- B) 自己の責めに帰すべき事由によって付帯設備機器、什器の修繕の必要が生じたときは、その費用を当事者が負担する。

7 役員手当

管理者(会計及び管理委員)年間 2,000 円の手当を支給する。

8 補足

- A) 集会所の管財は、三島市役所住宅政策課です。
使用利用等他諸々の判断が孰れない場合は、住宅政策課の指導を仰いで下さい。
- B) 鍵の保管管理
マスター(住宅政策課)、マスターサブキー(市営住宅 = 会計及び管理委員)、
サブキー (柳郷地町内会 = 委員長または副委員長)
- C) 運営費は繰越金が、30 万円になった時点で 1 世帯あたり 50 円から 45 円に減額する。
繰越金を 30 万円と設定するのはエアコン等の修繕費の積み立てとしてである。

【改定履歴】

制定 平成 9 年度

改正 平成 18 年度

更新 平成 19 年度

平成 30 年 4 月 1 日 削除及び修正

令和 3 年 4 月 1 日 運営費を 30 円から 50 円に、補足 A) B) 改正、補足 C) を追加

8. v) 柳郷地自治会・災害規約

平成19年3月制定

この規約は、柳郷地自治会会員の家が火災又は土砂崩れ等の災害を被った場合に適応する。

第1条 見舞金について

- 1 自治会より見舞金として、3万円を上限とし支出する。

第2条 義援金について

- 1 当事組（災害に遭った組）は、義援金として1口500円（何口でも可）を、担当組長（災害に遭った組の組長）が集金する。
- 2 個人的に見舞金を渡すことは、これを拒まない。その場合、義援金についてはこれを免除する。
- 3 当事組以外の組からの義援金については、各組長が回覧を回して義援金の拠出に協力頂ける会員から1週間以内に集金し、自治会長が10日以内に被災者に届ける。
- 4 自治会長は、後日、義援金額を集計した上で、義援金拠出のお礼状を回覧する。

第3条 火災について

- 1 近火見舞いは、被災者が希望した場合、自治会と合同で業者（例：三島新聞堂等）に依頼する。
- 2 近火見舞いの費用は、自治会と被災者との折半とする。
- 3 近火見舞いの配布範囲は、谷田地区とする。

第4条 炊き出しについて

- 1 炊き出しはその都度、自主防災会役員と自治会3役が協議し決定する。
- 2 炊き出しを行う場合は、自主防災会役員及び自治会の各組長と自治会有志が協力し実施する。

第5条 緊急連絡網について

- 1 火災及び土砂崩れ等の非常事態に備え、各組単位で緊急連絡網を作成しておく。
- 2 緊急連絡網には、自宅の電話番号、勤務先名および電話番号、携帯電話番号、その他の必要事項を記入する。
- 3 緊急連絡網は、非常事態以外の使用を禁止する。

第6条 上記以外の項目については、自主防災会役員と自治会3役が協議し決める。

9. vi) 柳郷地自治会 「柳郷地自主防災会」組織 規約

制定 平成 30 年 3 月 18 日

<名称>

第 1 条 この組織は「柳郷地自主防災会」組織（以下「本組織」という。）と称する。

<拠点の所在地>

第 2 条 本組織（柳郷地自主防災会組織）の主たる拠点は次のとおりとする。

- (1) 平常時は「柳郷地自治会」（以下「本会」という。）の主たる集会所とする。
- (2) 災害時は、その状況に応じて本部機能を有する場所を適時定めることとする。

<目的>

第 3 条 本組織は「自らの地域は皆で守る」という信念に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

<活動>

第 4 条 本組織は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識・技能の普及および啓発に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防、災害危険の把握に関すること
- (3) 各種災害発生時における自主防災本部の設置、情報の収集・伝達、初期消火、住民の安否確認、避難誘導、救出・救助、医療救護活動、高齢者・障害のある人等の避難支援、避難所との連携等の応急対策、給水、給食に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材の整備・点検管理・備蓄に関すること
- (6) 防災計画の策定に関すること
- (7) 避難所運営本部・避難所運営委員会との連携に関すること
- (8) 他組織との連携に関すること
- (9) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項
- (10) 本組織（柳郷地自主防災会）の実務組織として、「柳郷地自主防災会事務局」を置く。

<会員>

第 5 条 本会（柳郷地自治会）の会員は、同時に本組織（柳郷地自主防災会組織）の会員である。会員は自主防災活動に協力することに努めることとする。

<役員>

第6条 本組織に「三島市・自主防災組織編成表」に基づき次の役員を置く。

- (1) 自主防災会長 = 自治会長（1名）
- (2) 自主防災会副会長 = 自治会副会長（2名）
- (3) 防災委員長 = 自主防災会組織事務局長（1名）
- (4) 防災委員 = 自治会組長、事務局員（若干名）
- (5) 防災組織会計 = 自主防災会組織事務局員（1名）
- (6) 防災組織班長 = 自主防災会組織事務局員（班数）
- (7) 会計監査役 = 自治会会計監査役（2名）

2 自治会役員が、本組織の活動における役員を兼ねるものとする。

3 自治会組長は、本組織の防災委員となり、各班の副班長活動の運営にあたることとする。

4 地震等発生時は、開設する「自主防災本部」の役員に移行し「市・災害対策本部」と連携する。

5 役員と、役員の任期は自治会規約に基づくものとする。

6 防災組織会計は「自主防災会組織」会費を管理し、監査を受け総会で報告する。

7 会計監査は毎年1回監査役を行い、結果を総会で報告する。

8 本組織 事務局員の入退局は事務局会議で決定される。事務局員の任期は規定しない。

＜役員の職務＞

第7条 会長は、本組織を代表し会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

本会規約及び本規約、並びに総会の決議に従って自主防災活動を運営する。

2 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を行う。

3 事務局長は事務局を統括し、事務局員の活動の指揮命令を行う。

4 事務局長は、事務局会議をもって事務局役員を選任する。

＜会議＞

第8条 本会に、総会及び役員会を置き、実務部分に事務局会議を置く。

＜総会＞

第9条 本組織の総会は、全会員を持って構成し、自治会定時総会をもってこれにあてる。

2 総会の開催などは、自治会規約に準じるものとする。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事項

- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事項

- (3) 事業計画に関する事項

- (4) 予算及び決算に関する事項

4 総会は、地震等の非常時に、その付議事項を役員会に委任することができる。

＜役員会＞

第10条 役員会は役員によって構成する。

2 役員会は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと
- (2) 総会により委任されたこと
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと

<防災計画>

第 11 条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における当組織の編成及び役割分担に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 第 4 条第 1 号に規定する地震等の発生時における応急対策に関すること

<会費・資産>

第 12 条 本組織の会費は、柳郷地自主防災会会費その他の収入をもってこれにあてる。

2 本組織の自主防災活動のための資産の保有及び管理、経費の会計その他一切の事務は本組織として執り行う。

<経費>

第 13 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

<会計年度>

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

<会計監査>

第 15 条 会計監査は毎年 1 回監査役が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則 この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【過去の経緯】

平成 7 年 3 月 3 日 設立承認

平成 8 年度～補助金 100,000 すべて資機材に

当初は会長代行

三島市の要請：

町内会と別の独立した組織に

単年度任期では継続性が無い

自治会予算の中で動きがとくい＝独立の会費～予算

【災害記録】

H9 4/5 11組：東側斜面がけ崩れ
3/10 北側山火事
9/2 近隣ぼや
10/13 ガス漏れ
H9 世帯台帳調査実施
H10 8/30 17組：西側斜面崩落 被災3戸 避難勧告7世帯 1次避難＝集会所
H11 1/22 7組：山田宅全焼火災
H11 3/7 自主防災事務局に慰労費 7万円の支出 承認
H12 3/5 自治会災害規約 承認
H16 2 5組：東側斎藤材木店火災
H16 3/7 自主防災会 新規入会金1000を廃止 承認

10. vii) 柳郷地シニア俱楽部「柳の里」規約

平成 28 年 3 月 制定

第 1 章 総則

<名称>

第 1 条 本会は柳郷地シニア俱楽部「柳の郷」と称する。

<事務所>

第 2 条 本会は事務所を会長宅に置く。

<目的>

第 3 条 本会は柳郷地に住むシニア層が地域の仲間と楽しく暮らせるように親睦を図る事と、
自治会活動の支援を目的とする。

<行事>

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、シニア俱楽部主催の行事開催や積極的自治会活動などを行う。

第 2 章 会員

<組織>

第 5 条 本会は、柳郷地自治会に入会している住民で、会員は 60 歳以上の主旨賛同者にて構成し
行事への参加は本会員以外も自由とする。

<会費>

第 6 条 ①会費は無料とする。（自治会より支給される助成金にて運営する。）
②シニア俱楽部主催の行事で飲食代は実費を参加者から徴収する。

第 3 章 役員

<役員>

第 7 条 本会は、次の役員を置く。

会長 1 名、会計及び会計監査 1 名とし、状況により変更する事が出来る。

<任期>

第 8 条 ① 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
② 役員は総会にて承認を得る。

<役員の補充>

第 9 条 役員など欠員が生じた時は、第 8 条の規定にかかわらず、役員の議を経て、会長が補充の選任をする事が
出来る。

但し補充によって選任された役員は前任者の残存期間とする。

<役員・総会>

第 10 条 ① 本会では、年 1—2 回総会を開催する
② 本会の役員会は適宜開催する。

第 4 章 経費

<経費>

第 11 条 ① 本会の経費は助成金及び雑収入等をもって、これに充てる。
② 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
③ 自治会定時総会にて助成金の会計報告および活動報告を行う。

第 5 章 その他

<その他>

第 12 条 ① 本規約に規定するもののほか、重要事項に関しては、役員等で審議する。
② 本規定の改廃は総会にて決定する。
③ 本規定は平成 28 年 4 月 1 日制定

11. viii) 柳郷地ジュニアクラブ規約

平成30年3月18日制定

第1章 総則

<名称>

第1条 本会は、「柳郷地ジュニアクラブ」と称する。

<事務所>

第2条 本会は事務所を会長宅に置く。

<目的>

第3条 本会は、柳郷地に住むジュニア層が地域の中で健やかに過ごせるように支援するとともに、大人と子供が共に楽しむことを目的とする。

<行事>

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、ジュニアクラブ主催の活動に留まらず、自治会行事への積極的な参加を進める。

第2章 会員

<組織>

第5条 本会は、柳郷地に居住している児童を主とし、幼児・生徒の参加を歓迎する。（特に限定しない）

<会費>

第6条 ① 会費は無料とし、運営費は自治会より支給される助成金をあてる。
② 開催行事の内容により参加者に実費を負担してもらうことがある

第3章 役員

<役員>

第7条 本会は、次の役員を置く。

会長1名、会計1名、会計監査1名とし状況により変更することが出来る

<任期>

第8条 ① 役員の任期は特に定めない。変更はクラブ内で決定出来る。
② 会長の交代は自治会総会の承認を得る。

<役員の補充>

第9条 役員などに欠員が生じた時は、役員の議を経て会長が補充の選任をする事が出来る。

<総会>

第10条① 本会では、年1回の総会を開催する。

- ② 本会の役員会は適宜開催する。

第4章 経費

<経費>

- 第 11 条 ① 本会の経費は助成金及び雑収入等をもって、これに当てる。
② 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
③ 自治会定時総会にて助成金の会計報告及び活動報告を行う。

第5章 その他

<その他>

- 第 12 条 ① 本規約に規定するものの他、重要事項に関しては役員等で審議する。
② 本規約の改廃は総会にて決定する。
③ 本規約は 平成 30 年 3 月 18 日制定 平成 30 年 4 月 1 日から施行。

12. ix) 第5章 会計 第23条 細則

市広報配布手数料の取り扱い

三島市からの広報配布手数料は配布世帯数に応じて担当者へ支給する。

市からの広報配布手数料は、一旦自治会銀行口座に振り込まれるが、
「配布者へ報酬としてお渡し願いたい」との市の意向に沿って会計処理する。

令和3年度現在、市広報配布手数料は 400 円×10月1日の配布世帯数 である。

三島市からの金額が修正になる場合はそれに準じて全額支給する。

年度末で支給に余剰金が出た場合は自治会会計収入とする。

13. x) 柳郷地自治会・自治会資料保存期間

自治会関係資料の保存期間を示す。（令和3年度総会）

No	書類名	保管期間	担当
1	自治会規約・細則・規程類	永久（失効したものは廃棄）	会長
2	会長が特別に指定したもの (災害やイベントの記録など)	永久	会長
3	契約書・協定書	永久（失効したものは廃棄）	会長
4	総会資料・総会議事録	永久	会長
5	役員会・組長会議事録	5年	会長
6	会計帳簿（含むExcel表）、領収書	10年（会社法を参考）	会計
7	上記に含まれない書類	3年	各担当

三島市役所経由で他の自治会での取り決めを調査し、保管場所の少ない自治会と同等とした。

14. (xi) 第5章 会計 第24条 細則

柳郷地自治会・防災準備金

防災準備金は本体の自治会会計とは別会計とし、自治会会計が管理する。
70万円を超えないものとする。

使途としては、

- ・ 災害発生後の共助のための非常用食料や燃料の追加購入
- ・ 防災資機材や防災倉庫が被災した場合の修復費
- ・ 災害で消費した備蓄食料、燃料、防災資材の復旧

などとする。

また、防災準備金で生じた銀行預金利息は、上限 70 万円の制限には含まれないものとする。

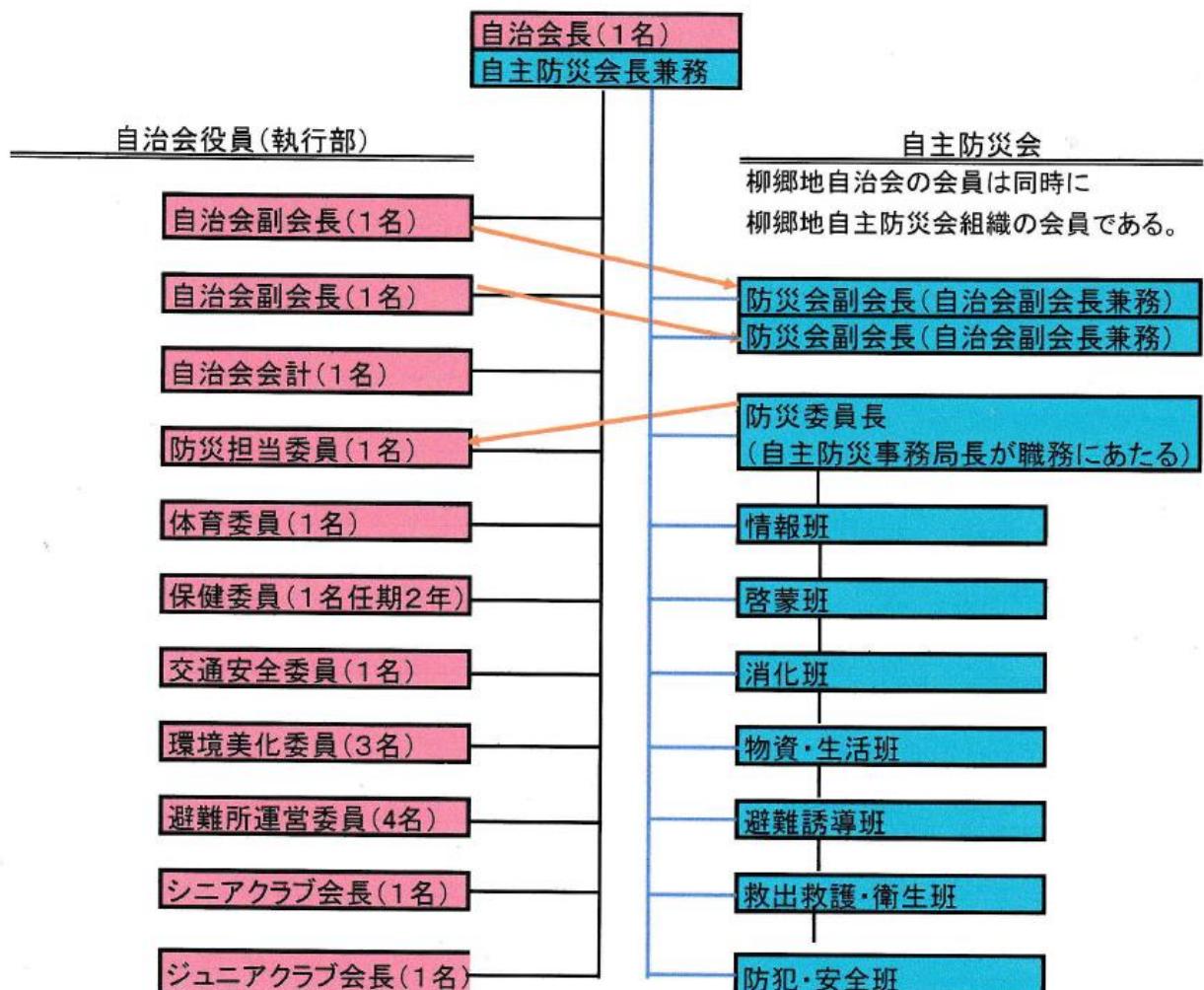
(令和 3 年度総会)

15. 補足資料一覧

- i) 柳郷地自治会 組織図
- ii) 柳郷地自治会 組分け図 (別紙ファイル参照)
- iii) 柳郷地自治会 歴代会長名 (別紙ファイル参照)
- iv) 柳郷地自治会 総会決議履歴 (別紙ファイル参照)

16. i) 柳郷地自治会 組織図

柳郷地自治会 組織図



避難所運営委員の内1名は自主防災事務局員から選出
残り3名のうち1名は女性班として赴く
任期は2年

各班の班長は自主防災事務局員
副班長は組長が兼務する。

会計監査(前会長・前会計)
顧問(前自治会長)

自主防災会会計は
自主防災会組織事務局員が
職務にあたる

本組織図は「柳郷地自治会規約」及び
「柳郷地自主防災会」組織 規約に沿って作成

17. ii) 柳郷地自治会 組分け図

(別紙ファイル参照)

18. iii) 柳郷地自治会 歴代会長名

(別紙ファイル参照)

19. iv) 柳郷地自治会 総会決議履歴

(別紙ファイル参照)

以上